

飯能市土地区画整理事業ニュース

平成 23 年 2 月 25 日号
(岩沢北部・岩沢南部地区合併号)

今年度の目標でありました仮換地(案)を権利者の方々にお示しさせていただき、皆様からご協力をいただけましたことに多大なる感謝を申し上げます。

また、除外地区の整備につきましては、道路拡幅や下水道工事に伴う用地買収等を中心に進めています。今後も引き続き、ご理解ご協力をよろしくお願いします。

✦ 一部の区域について仮換地指定 ✦

昨年 1 2 月に岩沢北部・岩沢南部地区それぞれの土地区画整理審議会を開催し、一部区域の仮換地指定について諮問し、答申をいただきました。

岩沢北部地区については、すでに事業を実施しているエリアに隣接した、幅員 9 m の道路整備に向けた仮換地指定を行いました。

また、岩沢南部地区については、市営住宅前原団地を中心とした区域並びに阿岩橋から北上する阿須小久保線の整備に向けた仮換地指定となっております。

仮換地指定を行った区域については、工事や移転などの整備を今後実施していきます。

✦ 下水道工事にご協力ください ✦

今年度は、下記のとおり下水道工事を実施しています。

工事中は何かとご不便をおかけしますが引き続き、ご理解ご協力をお願いします。

《岩沢北部地区》

白鬚神社西側付近の工事を行っています。現道に下水道管を埋設するため、工事中は車両通行止めになりますので迂回にご協力をお願いします。

〈岩沢南部地区〉

市営住宅前原団地東通りの一部と白鳥幼稚園東側の 2 箇所の工事を実施しました。現在並行して水道本管工事を実施しています。工事中の通行止め・迂回にご協力をお願いします。



下水道工事に関する問合せ先
下水道課 整備担当
042(973)2111 内線204

～ 区画整理除外地区～

‡ 市道 1-1925 号線の用地取得について ‡

市道 1 - 1 9 2 5 号線(右図参照)の道路改良工事に伴う用地取得が、権利者さまのご協力により概ね完了することができました。ご協力をいただいた皆さまには厚くお礼申し上げます。

また、この工事では、雨水排水対策及び下水道本管の布設工事も併せて実施する予定です。

～ 道路改良工事に伴う用地取得の概要～

用地が取得されるまでの手順について

- ・説明会を開催し、用地の取得や工事などの概要を説明します。
- ・用地を確定する測量や物件移転補償調査、土地の鑑定などを行います。
- ・用地、物件移転補償などについては、個別に詳細な説明を行います。
- ・交渉が成立すると契約の運びとなります。契約後は分筆登記、物件移転、所有権移転登記が行われ、拡幅される道路用地が確保されると道路工事に着手します。

その他

- ・道路の拡幅に必要な用地を確定するために、隣地境界の立会いをお願いします。
- ・道路中心線から 2 m まで(セットバック)は寄附を、2 m を超える部分やすみ切り部分については買収となります。
- ・契約は、履行期間を定め契約をいただきます。
- ・物件の移転、除却の手続きは、契約した皆さままで工事等を行っていただきます。
- ・用地の分筆登記、所有権移転登記は、登記に必要な書類が整いましたら市が代位で行います。また、土地に抵当権等が設定されている場合には、道路用地となる部分について、権利の抹消をお願いします。

市道 1-1925 号線の一部は、区画整理継続地区になっています。継続地区につきましては、区画整理の手法により平成 23 年度から順次整備を行います。

今後も引き続き、事業の推進にご協力をお願いします。

また、新年度における整備予定箇所については、次号でお知らせします。

幅員 4 m 道路に関する用地の取得(寄付)などについては、次号でお知らせします。



至 元加治駅

至 岩沢郵便局



市道1-1925号線

‡ 土地区画整理事務所からのお願い ‡

きれいな街を守るためにご協力ください

最近、飯能市の山間部ばかりではなく、区画整理事業地内においても不法投棄が行われています。年度末に向け、このような行為が更に増えることが予想されます。怪しい車両等を見かけましたら、警察に連絡をお願いします。

車両は決められた保管場所へ

空き地や道路などに駐車する車両が見受けられます。交通の妨げや事故防止を未然に防ぐためにも、届出された保管場所で安全を確保されますようお願いいたします。

建築行為等（開発行為等）を行う際はご注意願います

区画整理継続地区

区画整理事業の施行地区内において建築行為（開発行為）やブロック塀やフェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整合法第76条の許可申請が必要となります。建築行為等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に土地区画整理事務所にご相談下さい。

区画整理除外地区

区画整理事業から除外された地区で建築行為等を行う場合は、地区計画による制限を受けることとなります。また、都市計画道路予定地での建築行為等についても、都市計画法に基づく建築制限を受けることとなります。建築等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に土地区画整理事務所または都市計画課にご相談下さい。

地区計画による制限[建築物等に関する事項]

建築物の敷地面積の最低限度・・・120㎡（新たに分筆する際にはご注意ください。）

垣又はさくの構造の制限・・・地区施設(道路)に面する垣又は柵の構造は次に掲げるものとする。

生垣

鉄柵、金網等の透視可能なフェンスで、宅地の地盤高からの高さは1.5m以下のもの。

（基礎の高さは、0.6m以下とする。）

権利変動の届出のお願い

区画整理地区内の土地の権利に関し、変動(所有権移転、住所変更等)がありましたら土地区画整理事務所まで届出をお願いします。

編集発行	飯能市土地区画整理事務所
住所	飯能市大字笠縫112-1
電話	042(973)8682
Eメール	kukaku@city.hanno.saitama.jp